

(健 I 69)

令和 2 年 6 月 2 日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会 常任理事

長 島 公 之

(公 印 省 略)

運動・スポーツ習慣化促進事業

「医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践」の  
追加募集における協力依頼について

今般、スポーツ庁健康スポーツ課より、標記について別添のとおり協力依頼の事務連絡が発出されました。

本件については令和2年3月13日付の發文書（健 I 277）でもご案内しておりましたが、この度、追加募集を実施することになりましたので御協力方お願い申し上げます。また、貴会管下の医師会への周知啓発につきましても併せてお願い申し上げます。

なお、詳細については別添の図ならびに以下のURLを参照いただければ幸いです。

記

スポーツ庁ホームページ

令和2年度地方スポーツ振興費補助金（スポーツによる地域活性化推進事業「運動・スポーツ習慣化促進事業」）の追加募集について

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/boshu/detail/jsa\\_00025.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00025.html)

以上

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 2 2 日

公益財団法人日本医師会 御中

スポーツ庁健康スポーツ課

令和2年度スポーツによる地域活性推進事業(運動・スポーツ習慣化促進事業「医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践」)の追加募集における協力依頼について

貴会におかれましては、日頃より、医療と連携した運動・スポーツ実施率向上に向けて多大なる御理解御協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、標記事業について令和2年5月20日付けで地方公共団体(各都道府県・市区町村)に通知し、追加募集を実施することにしました。この事業では「医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践」を取組の一つとしています。医師から運動やスポーツを推奨されている有疾患者を含めた多くの住民が、疾病コントロール及び QOL の維持・向上のために地域で安全かつ効果的な楽しい運動・スポーツの習慣化を図るための取組を支援します。

本事業の申請は地方公共団体からとなりますが、医師会や医師の先生方、大学、産業界等と連携して取組んでいただく事業です。つきましては、貴会の皆様に御周知いただくとともに地方公共団体と連携し、本事業へ御協力を賜りますよう宜しく御願いたします。

なお、申請に当たっては、別添参考資料を熟読の上、下記の締切りまでに地方公共団体から事業計画書を提出していただきます。

記

< 補助対象事業者 >

都道府県、市町村 (特別区含む。)

< 事業計画書提出期限 >

令和2年7月10日(金) 17:00

< 公募情報 (スポーツ庁ホームページ内) >

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/boshu/detail/jsa\\_00025.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00025.html)

以上

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課 長阪裕子

TEL: 03-5253-4111(内線 2998) E-mail: kensport@mext.go.jp

# 運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額：180,000千円)  
令和2年度予算額：180,000千円

## 事業趣旨・目的

多くの国民に対して、スポーツを通じた健康増進を推進するためには、地域においてスポーツ及び健康に関する行動に効率的にアクセスすることができる環境の整備を行う必要がある。運動・スポーツの無関心層や、疾病コントロール及びQOLの維持・向上のために医師からスポーツを推奨されている有疾患者を含め、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援する。このことを通じて、多くの国民のスポーツへの参画を促進し、健康で活力ある長寿社会の実現を目指す。

## 事業内容

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進のための持続可能な施策として、多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その活動の習慣化につながる取組を支援する。具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

### 【共通事項】

行政内（スポーツ主管課、健康・福祉・介護予防主管課等）や域内の関係団体（大学、医療機関、民間事業者、スポーツ団体、健康関連団体等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。



### 【+a】

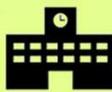
#### ① 相談斡旋窓口機能

地域包括支援センターや薬局など「地域の身近な相談窓口」として、住民の多様な健康状態やニーズに応じて、スポーツや健康に関する情報やスポーツ実施場所等を伝える専門的な人材を配置し、スポーツを通じた健康増進を推進する環境を整備する。地域の関係団体が一体となり、連携・協働体制や窓口の在り方について検討及び実践を行う。



#### ② 官学連携

官学連携をすることにより、大学に備わる専門的知識や施設を知の拠点として有効活用する。



#### ③ 複数の地方公共団体の協働

複数の地方公共団体が連携し、運動・スポーツの場の共有、楽しい競い合いや同じ取組をすることなどで、スポーツを通じた健康増進を推進する取組を円滑にすすめ、さらには相乗効果を狙う。



### 【選択事項（以下の取組①又は②のいずれか一つを選択）】

#### ① 医療と連携した地域における運動・スポーツの習慣化の実践

生活習慣病（糖尿病、高血圧、心疾患など）及び運動器疾患（腰痛症、変形性膝関節症など）等のリスクのある住民が、個々の健康状態に応じた安全かつ効果的な楽しいスポーツを地域で安心して親しめる機会を創出する。医療機関とスポーツ施設と地方公共団体等が連携を図り、科学的根拠に基づいた疾病コントロールの維持・改善につながる運動・スポーツを習慣化するためのしくみづくり及び実践により、スポーツを通じた健康増進を推進する。

具体的には、健康スポーツ医など運動・スポーツに十分知識と理解のある医師及び医療スタッフと、専門性を持った健康運動指導士等の運動指導者が連携して、患者情報等を共有し、地域で楽しい運動・スポーツの習慣化を実施する体制を整える。



#### ② 健康増進のための運動・スポーツ習慣化の実践

スポーツを通じた健康増進を一層推進するため、地域における運動・スポーツ無関心層へのアプローチや運動・スポーツ習慣化の課題解決を効果的に取組み、より一層事業の充実を図る。ターゲットはライフステージ別に以下のとおりとする（複数選択あり）。

- 1) ビジネスパーソン
- 2) 高齢者
- 3) 女性（中学生や高校生などの若年層又は成人）

## 実施形態

都道府県・市町村に対する補助事業（定額）